

議長（黒沢義久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

26番宇野隆子君の発言を許します。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

2010年度の政府予算案が、与党の賛成多数で衆院を通過いたしました。政府予算案には、生活保護の母子加算復活や公立高校授業料無償化など、国民の要求と運動を反映した部分的前進も見られます。しかし、全体としては、旧来の政治の転換に踏み出すものとはなっておりません。社会保障では、後期高齢者医療制度の廃止を先送り、障害者自立支援法の応益負担も中途半端に残しました。雇用問題も深刻です。労働者派遣法の改定でも、政府案には肝心の製造業派遣の原則禁止、登録型派遣の原則禁止で、原則を有名無実にする大穴が開いています。さらに、その実施を3年から5年先送りするとしています。軍事費を前年度よりも増額すると同時に、大企業向けの研究開発減税を継続し、大資産家を優遇する株取引、配当の大幅減税も続けております。自公政権の社会保障削減路線の傷跡を是正すること、大企業の巨額の内部留保と利益を社会に還元させて、雇用と中小企業を守ることが切実に求められております。また、鳩山政権の閣僚から消費税増税を求める発言が相次ぐなど、庶民増税への動きが強まっています。

今月2日に発表された政府統計によると、深刻な雇用危機が続くと同時に、勤労者世帯の可処分所得が8カ月連続で減っております。失業率は急上昇して5.1%に達し、企業倒産は3年連続で増加しております。国民の暮らしは今、底なしの悪化を続け、家計の所得が改善する見通しは立っておりません。このような中、地方自治体が住民の暮らしを守る役割をしっかりと果たすことは、ますます重要になっております。私は、住民が主人公、住民の暮らしが第一、この立場から、最初に市長の施政方針について伺います。

施政方針では、重点戦略として保育園、幼稚園の第3子以降児の保育料の無料化など、また、中学3年生までの子どもの医療費無料化の継続、こうした少子化対策、子育て支援や市民バス予約型乗り合いタクシーの運行の継続など、市民が安心して暮らせる施策などが前進、継続することは評価できると思います。施政方針について、4点について市長にお伺いいたします。

1点目は、広範な国民の中に、今、耐えがたいほどの格差と貧困が広がっていることは社会問題になっております。社会の貧困と自治体の責任についてのご見解を伺います。

2点目として、子育て支援の中で、定住促進のための制度創設がありました。民間賃貸住宅に入居する新婚世帯への家賃助成、子育て世帯等の住宅取得への助成制度などです。こうした創設ですが、いずれの助成制度もそれ自体は評価できますが、例えば新婚世帯への家賃助成について、1カ月1万円の助成で1年間ということでは、定住促進を図る上で不十分ではないでしょうか。定住促進というのであれば少なくとも家賃の3分の1、期間も3年から5年間の助成が必要だと思っておりますがいかがでしょうか。

3点目として、行政組織機構構築について。引き続き職員数の抑制を図り、定員管理適正化に努めると、このようになっております。職員削減をこのまま続けていいのかどうかということについてお伺いいたします。

職員の在職数，合併時ですけれども，その後5カ年計画の中で「平成21年度81名」の計画目標がありました，その予定をはるかに超えて90名ということで11.8%の削減率となっております。専門職，例えば保健師，保育師，幼稚園教諭などは現状維持ということですが，事務職については3分の1補充にとどまっておりますけれども，今後の適正化計画について，どのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

私は，このまま職員の削減が続けば，住民サービスの問題，支所機能の問題，労働強化の問題などに影響がないかどうか，個々に懸念するわけですが，お伺いをいたします。

4点目として，農業活性化ですが，常陸太田の豊かな自然条件を生かした農業は，経済，地域の安定にとって最優先の課題です。今進められております地産地消の取り組みと同時に，本市の食料自給率を引き上げる施策を強化することも重要だと思います。そのためには，市独自で農産物の価格保障，所得補償，これが第一に必要なと思いますが，市長の見解を伺います。

また，自然条件や農業構造を無視したWTO提案をきっぱりと拒否するよう要求すること，また，ミニマムアクセス米の歯止めのない輸入を中止するよう国に求めていくことも必要だと思いますが，ご所見を伺います。

2番目に，県立勝田養護学校の分校再編計画について伺います。

県教委は，昨年12月，2010年から2014年の5年間に，県立特別支援学校整備計画を作成，発表いたしました。その中で本市の通学区となっております県立勝田養護学校については，年々児童生徒数が増加することが予想されております。また，通学区も本市を初めとして，ひたちなか市，常陸大宮市，那珂市など，6市1町1村1病院と広域になっております。勝田養護学校の分校を県北地区に設置する計画についてお伺いをいたします。

現在，勝田養護学校は，児童生徒数の急増に伴い，教室の確保が必要になっており，グラウンドまでせり出してプレハブの仮設校舎が使用されている状況です。子どもたちのことを考えれば当然整備することが必要であります。

本市では，勝田養護学校の小学部，中学部，高等部へ通学している児童生徒数は，平成20年5月1日現在，36名と，ひたちなか市の109名に次いで2番目に多い状況です。スクールバスの長時間乗車による負担の軽減や教育の充実を図るために，本市への分校設置を強く求めたいと思います。本市としてどのようにお考えになっておられるのか，教育長のご見解を伺います。

3番目に，就学援助制度の拡充，眼鏡の援助について伺います。

一定の基準以下の所得など，学校に通う際の経済的負担が大きく困っている家庭に対して就学援助の制度が設けられており，学用品費，学校給食費など，就学に係る費用に対して援助が受けられます。本市の3年間の受給者状況は，平成19年が161人，20年が170人，21年215人となっております。増加傾向にあります。これまでに申請して認定が受けられなかった家庭があるかどうか，あるとすればその理由をお伺いいたします。また，制度の周知徹底については，現在どのようになっているのかお伺いいたします。

最近，育ち盛りの子どもたちを抱える親にとって深刻な問題となっているのが，再び増加傾向にある視力の低下です。全国の状況を見ますと，何らかの形で勉強に支障が生じるとされる裸眼

視力1.0未満の子どもは、小学生で25.8%、中学生になりますと49.8%に上り、いずれも過去最悪の数字となっております。しかし、就学援助を受けている視力の悪い児童が眼鏡が欲しいと思っても、就学援助の対象になっていないために高額な眼鏡を購入することが難しい状況に置かれております。視力が悪くなると日常生活や学校での学習にさまざまな影響を及ぼします。黒板の字は、視力0.7以下の生徒は教室の後ろでは黒板の字がはっきり見えないと言われております。黒板の字が読めない、本が読みづらいなどの状態では、集中力、学習意欲が低下し、学力の低下にもつながります。スポーツや体を使った遊びの中では、けがや事故のリスクも高くなります。また、精神の発達障害や情緒不安につながるなどの指摘もあります。ところが、経済的理由で眼鏡を買えない家庭が増えているという実態があるわけです。そのため、眼鏡を就学援助の補助対象としている市町村が増えています。

神奈川県の大和市の制度ですけれども、この援助の要件は、1つとして、就学援助の認定を受けていること、2つ目に、視力の矯正をしていない児童生徒の場合、学校の視力検査で、片裸眼視力0.6と判定されていること、3点目として、視力の矯正をしている児童生徒の場合、片矯正視力0.6%と判定されていること、限度額は眼鏡一式1万8,000円、コンタクトレンズ片側1万5,800円で、眼鏡では視力の矯正ができないなど、特に必要と認められる限り認めて、そして検眼料も補助対象としております。本市においても視力が低下した子どもに眼科での検眼料、眼鏡購入費を就学援助制度の補助対象として拡充して、子どもの日常生活や学習面で安心できる支援を求めたいと思いますが、ご所見を伺います。

4番目に、地産地消、農業振興等、交流拠点施設の整備計画についてお伺いいたします。

本市では、朝市など地産地消の取り組みや特産品のブランド化など、農業振興を積極的に進めておりますが、安全、安心な食料の安定供給のために、地産地消や食の安全を重視した特色ある地域づくりを進めることは重要なことだと私も思います。市長は、施政方針において、地域の豊かな資源を生かしながら、都市住民との交流など、交流人口の拡大につなげるため、複合型交流拠点施設を整備する方針と述べられ、新年度予算の中で新規事業として測量調査、基本設計費など、約2,280万円を計上しております。

今、直売所や産直がにぎわい、都会の消費者との交流も盛んになり、高齢者や女性、兼業農家などが元気に参加する例も各地で生まれております。こうした地域の自主的な取り組みを自治体が積極的に支援することは必要だと思います。しかし、多くの市民は、このような政策、計画があることを十分知らされておりません。どのような経過のもとに、この複合型交流拠点施設の計画が立てられたのか、その背景、必要性などの検討内容について伺います。

先月、2月17日に整備検討委員会を発足させたと聞いておりますが、委員の構成、さらに事業主体、期間、施設の規模、機能、そして全体事業費など、これらの事業概要についてお伺いいたします。

また、財源では75%程度が合併特例債を使うと、その他に国庫補助金、一般会計ということですが、この年次計画による財源の内訳についてもお伺いいたします。

5番目に、国保税の引き下げと減免制度の拡充について伺います。

国保の加入者は、高い保険税で悩まされ、その上、医療を受ければ3割の自己負担です。多くの市民が重い負担に悲鳴を上げております。こんな国は世界にはなく、ヨーロッパでは無料だそうです。国民健康保険制度は、何よりも市民の命と健康を支える制度のはずです。その制度が税の負担の重さにより、かえって市民の健全な暮らしと健康を破壊するようなことは決してあってはならないことです。

例えば、昨年度の営業所得 試算してみましたけれども が133万円、妻と子ども2人の4人世帯で計算しますと、医療保険分が17万1,600円、後期高齢者支援金分が4万3,400円、介護保険分が3万4,500円、合計で24万9,500円にもなるわけです。1人約9万円で生活しなければならないという計算になります。所得が300万円の夫婦と子ども2人家族の場合、40万4,810円にもなります。このような大きな負担、高過ぎる保険税の最大の原因は、国庫負担を約50%から25%に引き下げたことにあります。まず、保険税の負担軽減に向けて、国庫負担の増額を国に要望されることを市長に求めたいと思いますが、ご見解を伺います。

平成20年度の国民健康保険特別会計歳入歳出決算で、繰越金が4億9,441万2,616円となっております。そして、基金への繰り入れということで、決算年度末現在額約5億2,000万円、3月補正額を含めると、支払準備基金が約6億円にも上ります。私は、まず支払準備基金を取り崩して、そして高過ぎる国保税、1人当たり1万円引き下げることが可能ではないかと思いますが、これにつきましてご所見を伺いたいと思います。あわせて支払準備基金の残高についても確認をしたいと思います。

次に、資格証を発行の問題です。平成21年4月1日現在で195件、資格証が発行されております。私は、家計の状況が苦しく、払いたくても払えない滞納者に対して、資格証の発行は命にかかわる問題であり、発行は中止すべきと求めてきました。資格証発行件数をなくすために、どのような対応をとられているのかお伺いいたします。

国の2010年度予算案で、失業者の増加や子どもの無保険問題の対策として、非自発的失業者について、失業時からその翌年度末までの間、国保税の算定基礎となる前年の給与所得を掛ける30%で計算することや、応益割の法定減額について、応能、応益割の比率に関係なく7割、5割、2割の減額を行うことができるなどの拡充がされる動きがあります。また、国保には、納付することが困難な場合、国保税の全部、または一部を減免する申請減免制度があります。私は、これまで失業や倒産、破産などで、経済的に苦しい国保世帯を減免の対象にすべきと求めてきました。減免制度の適用基準を設けて、申請、決定を広げ、あわせてその制度の周知を図ることを強く求めたいと思いますが、ご見解を伺います。

6番目に、介護保険の利用料軽減について伺います。

介護保険法が施行されて10年が経過しました。この間に法の改正が行われ、高い保険料、利用料や介護サービスの削減などによって必要なサービスが受けられない状況が出ています。介護が必要な人を社会全体で支えるという法律の趣旨に逆行する事態に、介護利用者、家族から「安心して利用できる介護制度を」 こうした願いが広がっています。このままでは、保険料を払っても介護保険を利用できない、保険があっても介護なしという事態が一層激化し、高齢者介護が

根底から崩れかねません。国の責任も厳しく問われております。

介護保険改正後、それまで伸びていた介護サービスの利用が減っている傾向が全国各地で生まれました。当市の統計を見ても、2009年3月末で、要介護、要支援認定者数2,396人に対して、居宅介護サービス受給者数は1,226人、施設介護サービス受給者は596人で、約24%の認定者は利用されていません。第1号被保険者65歳以上の人の総数が1万6,856人、認定者数2,396人、全体の14.4%に当たる人が認定を受けており、約85%の人が認定を受けていない状況にあります。この中には、介護は関係なしという元気な人も多くありますが、それにしても介護を必要としながら認定を受けていない、認定を受けられない、こういう人が多くいると思います。このあたりの状況をどのようにつかんでいるのかお伺いいたします。

多くの高齢者のところで必要なサービスが受けられない事態を招いていることは、私は問題だと思えます。居宅サービス利用限度額に対して、平成21年3月から平成21年11月までの平均の利用率ですけれども、要支援1から介護5までの利用率が全体の55.5%となっております。認定者数、サービス利用者数などを見ますと、まだまだ安心して受けられる介護制度になっていないということがはっきり言えると思えますが、このような数値をどのように見ておられるのか。また、安心できる介護制度を作るためにどのような対応をされるのか伺いたいと思えます。

1割負担の利用料の軽減を行い、少しでも利用者が増えるよう努めるべきではないでしょうか。そのためにも低所得者の方には、現在、訪問看護が助成されておりますが、それについて利用が大変多いデイサービス、通所介護ですが、この利用軽減の拡充を求めたいと思えます。

もう一つは、需要と供給の問題です。サービス利用に対して人材が確保されているのかどうか、この状況もお伺いいたします。

7番目に、子どもの歯の矯正治療への助成について伺います。

私は、お母さん方からこのような話を聞いております。「子どもの歯の矯正治療費に保険が適用されず、高くて大変困っている親が多い。両親から借りて治療をしている人もいる」、こういう話を伺いました。不正咬合の矯正治療への保険適用を求める声も大きくなっております。歯並びが悪いとそしゃくする機能面が低下して十分な栄養もとれません。また、歯と歯の間にプラークが付きやすく歯磨きもしにくいいため、虫歯や歯周病の原因にもなります。欧米では、成人する前に40%近い人が矯正治療を行っているのに対して、日本はどうかといいますと7%以下ですが、年々治療を望む声が増えていると言われております。ところが、矯正治療の費用は50万円近くかかり、難しい治療は100万円以上もかかっているという話も伺っております。保険適用がされていないので、高額医療制度も利用できないのが現状です。

私は先日、市内の小中学校の歯科健診の状況を伺ってきました。親の口腔衛生の意識も高くなっており、全体的な傾向としては良い方向に向いているという状況です。この歯科健診の健診項目、4つありまして、歯列咬合、顎関節、歯垢、歯肉の状態を健診するわけですが、1つの小学校でこの結果を見ますと、要観察が58人、要精検、精密検査ですが14人、全体の14.2%、こういう数値が出ておりまして、また、低学年と高学年でも健診の結果に違いが出ております。小さいうちからの予防歯科が大切で、健診での指導も重要です。永久歯列が完成する前の

乳歯列に行く咬合誘導は、比較的費用も安く効果的です。子どもの健康を守るため、歯の矯正治療への助成を求めたいと思いますが、ご所見を伺います。あわせて国に対して保険適用を求めることも必要だと思いますが、ご所見を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 施政方針に関してのご質問にお答えを申し上げます。

初めに、社会の貧困に対する自治体の責務ということで、大きくとらえてのご質問がございました。社会の貧困につきましては、景気低迷によりまして、経済は依然厳しい状況にあることから、それに伴い雇用情勢も厳しさを増しているところでございます。雇用確保や生活支援に対する一体的な取り組みが不可欠であると考えておるところでございます。特に雇用につきましては、求人倍率の低下により働けない、職につけない、あるいは非正規雇用が増加をいたしまして、働いても人間らしい生活を営むに足る収入を得られない、いわゆるワーキングプアが急増し、社会問題となっているところであります。このため、国におきましては、製造業派遣の原則禁止などを柱とする労働者派遣法の改正法案を今国会に提出をされておりまして、派遣規制の大幅強化が図られる見込みとなっているところでございます。

本市におきましては、雇用対策事業といたしまして、平成21年度臨時的、一時的なつなぎ就業の機会を提供する「緊急雇用創出事業」と、継続的で安定的な雇用機会を提供する「ふるさと雇用再生事業」などを実施してまいりました。また、平成21年度補正予算で繰り越し計上した地域活性化事業などの実施によりまして、地域経済の活性化を図るとともに、平成22年度当初予算で計上いたしました雇用創出事業7,000万円などによりまして、雇用の確保を図ってまいりたいと考えているところでございます。

中小企業支援としましては、経済状況に対応するため、事業者からの緊急融資への迅速な対応などを実施しているところでございます。また、地域職業相談室の運営による雇用情報の提供を実施いたしまして、昨年10月からは、新しいセーフティネットとして、離職によって住宅を失っている方、または失うおそれのある方に対しまして、6カ月を限度として住宅手当を支給する「住宅手当緊急特別措置事業」を実施しているところでございます。いずれにしましても大きな社会問題でございまして、一市長がすべてを述べるわけにはいきませんので、以上にとどめさせていただきます。

次に、若者を増やすような定住人口を増やす考え方についてのお尋ねにお答えを申し上げます。

将来に向けて市が発展していくためには、少子化対策と人口減少対策は、現在最も大きな課題であると考えております。これらの対策は、子育て支援のみではなく、結婚推進や定住促進などとあわせて、総合的に推進する必要があると考えておるところでございます。

こういう中で、若者定住促進につきましては、市の人口減少対策における重要な課題であることから、これまで働く場の創出として最も効果の高い工業団地への企業の誘致や生活環境の整備を積極的に進めてまいったところですが、平成22年度におきましては、さらに対策を強化する

ため、民間住宅に入居する新婚世帯への家賃助成や子育て世帯への住宅取得への助成制度の創設に取り組んだところでございます。

先ほど議員から、民間住宅への家賃等の助成について、期間、金額についてのお話でしたが、期間は3年間を考えているところでございます。なお、金額につきましては、近隣の市町村の民間住宅の家賃と比較をいたしまして、1万円の助成をすることによって、他市町村の同等の住宅よりも安く入居できるようにという配慮をして決定をしたところでございます。

次に、職員管理の適正化についてのご質問にお答えをいたします。

職員数につきましては、平成17年度から5年間に81名10.7%の減を目標としたところでありますが、計画最終年度の平成21年度末には、目標を上回ります90名11.8%減員の670名となる見込みでございます。定員管理は、今後も市の行財政運営において重要な要素でありまして、さらに行財政改革を進めるためには、職員数の削減は避けて通れないと考えているところでございます。職員数削減が住民サービスの低下につながらないように、職員一人ひとりの意識改革と能力向上を図ること、さらなる指定管理者制度の導入を推進することなどを十分考慮いたしまして、職員の採用に当たりましては、これまで同様、専門職を除く事務職について、退職者の3分の1程度に抑えることなどによりまして、前回の計画同様、おおむね10%程度の削減を目指しながら、平成22年度から5年間の新たな定員管理適正化計画を策定してまいりたいと考えております。

臨時職員の処遇改善につきましては、平成21年度から1時間当たり基本賃金単価の改定や新たに基本賃金に通勤費相当分を加えて支給するなどの改善を図ったところでございます。

次に、将来を見据えての本市の農業の活性化についてのお尋ねにご答弁申し上げます。

本市の農業の活性化に最も重要なことは何なのかということを考えますと、第1番目に農業者の所得向上であると考えているところでありまして、所得向上を図ることにより担い手が育成され、農業、そして地域の活性化が図られるものと考えているところでございます。

本市の農業算出額は、平成18年度において、県内24位の55億3,000万円となっております。この農業算出額を高め、農業者一人ひとりの所得の向上を図るためには、農業を営むに当たり、生産に係るコストをいかに削減することができるか、そしてもう一点は、生産された農作物をいかに高く販売できるかであります。

生産コスト削減に向けた農業づくりにつきましては、各農家が必要とする農業機械設備への投資経費の削減が1つの課題であります。本市の農業は、1戸当たりの耕地面積は83.7アールと、茨城県平均面積の144.9アールをかなり下回るにもかかわらず、それぞれの農家が農機具を購入し、農業を営んでおりまして、購入費の返済に追われ、あるいは減価償却費等がかさむということになっておりまして、農業に収益が生じない状況が1つございます。このコスト削減のためには、農業を専門的に受け持つ方として、大型機械により耕作を営む受託組織及びサポートクラブ、担い手としての認定農業者並びに新規就農者等による組織作り、また、作業効率の上がる基盤作りといたしまして、農地の集約化及び圃場整備を初め、農道、用排水路の整備が必要でございまして、これらについて各種施策を推進しているものでございます。

2点目の付加価値のある生産に向けた農業づくりにつきましては、いかにして常陸太田の農産物のブランド化を図るかであります。当市のコシヒカリ、ソバ、ブドウ等は、おいしいという評価を受けておりますが、それほど高い値段での取引がなされていないのが現状であります。このブランド化には、高く買っていただけるものとして、さらなる農産物の質の向上と販路の拡大に努めるとともに、生産時期及び品目を考慮した、より付加価値のある農産物の生産、また、農、商、工の連携による加工品、新商品への取り組みを進める生産と販売の体制づくりが必要でありまして、この各種施策を推進しているところでございます。さらに、産出された農産物を販売だけではなく、都市部の方が当市で農業等の体験をし、そしてこの農産物を買っていただく新しい農業のシステム作りを進めていきたいと考えているところでございます。

議員からは、あわせて輸入米についての考えはどうかというお尋ねがございました。今、米につきましては、生産調整をしているような状況でありまして、私も農家の一員として輸入米については基本的には必要ないと思っておりますが、外交上の課題でもございまして、軽率に私自身が意見を述べるものではないと感じているところでございます。

国民健康保険関連の減免制度、金額の引き下げの考えについての問いがございました。議員の先ほどの発言の中にございましたように、今、後期高齢者の医療制度を廃止して、国民健康保険に65歳以上、すべての人の保険を統合するというような厚生労働省の1つの案が示されたところでございます。その中身によりますと、従来の国民健康保険の負担額が増えること、そしてまた、国保に統一された後期高齢者等を含む65歳以上の方の保険税については、これを増額するというような内容となっております。全体を含めまして国保連合会等でもこの先どうアクションを起こしていくか検討してまいりたいと思います。

議長（黒沢義久君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 県立勝田養護学校の分校再編整備計画についてのご質問にお答えいたします。

先に平山議員のご質問の答弁でも申し上げましたとおり、市内に勝田養護学校の分校が設置されれば、障害の程度に応じた教育環境が整備されるとともに、市内小中学校、幼稚園との連携等が図られ、本市における特別支援教育の充実が期待できます。

勝田養護学校の通学区域は、本市においては、常陸太田地区だけであり、金砂郷地区、水府地区及び里美地区は、大子養護学校への通学区域となっております。現在本市から勝田養護学校へ14名の小中学生が通学し、大子養護学校へは12名の小中学生が通学しております。児童生徒の通学時間の短縮のために、また、本市の特別支援教育充実のためにも、養護学校の通学区域を行政区域単位に変更することも含めて、勝田養護学校分校の本市への設置について、県教育委員会と積極的に協議してまいります。

次に、就学援助制度の拡充、眼鏡の援助についてのご質問にお答えいたします。

まず、就学援助費受給申請において、認定に当たっては、市民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯、国民健康保険料減免世帯、国民年金保険料減免世帯など、10項目のうちの1つに該当



することが必要であります。

認定されなかったケースがあったかについてでございますが、平成19年度は認定されたのが161人で、12世帯20人が認定されませんでした。平成20年度は認定されたのは170人で、2世帯3人が認定されませんでした。そして、平成21年度は、2月19日現在で、認定されたのが215人で、5世帯6人が認定されませんでした。認定されなかった理由については、所得税及び市民税課税世帯であり、先に述べました支給対象要件に該当しなかったためでございます。

現在、就学援助費は、学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、給食費、医療費の就学上必要な経費、つまり学校生活を送る上で必要とされる最低限で共通的なものに係る費用の援助をするものであり、義務教育の円滑な実施に資することを目的にしております。したがって、眼鏡につきましては、生活上必要であります。個別のものでもあり、眼鏡を就学援助対象に加えることについては、保護者負担とさせていただきます。

また、就学援助制度の周知徹底につきましては、従前は学校への通知、市ホームページへの掲載により周知しておりましたが、平成20年度から学校を通じて全保護者に通知を配布しており、さらに新入学児童生徒保護者会説明会の折にも、各学校で説明に努めており、今後とも全保護者にこの制度について周知できるよう努めてまいります。

議長（黒沢義久君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 複合型交流拠点施設の整備計画についてのご質問にお答えをいたします。

本計画の背景並びに目的でございますが、本市は出生者数の減少、若年人口の流出、産業の担い手の高齢化などが急速に進み、少子化、人口減少対策は最も重要な課題となっており、この対策の大きな施策の1つとして、町の活力を生む総合的な地域産業の活性化が強く求められております。

現在、町の元気を生む戦略の柱としまして、本市の特性である自然、歴史、文化、産業等の地域資源を活用した交流人口の拡大による地域産業の活性化と定住人口の増加に取り組んでいるところであります。これまで西山荘、竜神大吊橋、プラトールさとみといった、いわゆる観光拠点の魅力アップ、自然、環境、農林畜産物など活用した体験交流メニューによる都市農村交流、各地での祭りやイベント開催などに取り組むとともに、朝市の開催、常陸秋そば、コシヒカリ、ブドウなどの生産振興とブランド化、就農自立支援、認定農業者の育成や営農組織の拡大など、きめ細やかな施策の展開により、人口交流拡大と農林畜産振興への取り組みを進め、新たなまちおこしの芽吹きが生まれてきております。こうした動きを市域全体に広め、定着、拡大させ、足腰の強い地域産業として発展させていくためには、一つ一つの魅力を高めていくことはもちろん、これらの動きを点から線、そして面へとつながりを持たせることが必要であると考えておりますので、情報の受発信を含めてこれらを総合的、体系的に行うなどのコーディネート機能を持った施

設の整備が必要であると考えております。

検討委員会の構成でございますが、学識経験を有する方4名、関係機関の代表の方9名、市民の代表の方5名、18名で構成をしております。施設の規模であります、敷地面積が約2万平方メートル、施設規模が2,000平方メートルと想定しております。施設の機能であります、本市及び県北地域の観光交流情報受発信機能、農林畜産物の直売、地場産品のPR、地域食材を生かした飲食店、地場産物等活用加工品開発、これらの地産地消促進と農林業振興機能、人々がつどい、楽しむ、交流する機能など、これらの機能を想定しております。

次に、事業期間であります、平成22年度から24年度までの3年間を考えております。事業費につきましては、現時点の概算で総額12億円から13億円程度を見込んでおります。財源につきましては、農林水産関係の交付金を充当できないかと研究をしているところでございますが、これが充当できれば残りを合併特例債で充当する考えでございます。年度別の事業費であります、平成22年度約2,200万円、23年度4億4,700万円、24年度8億円と、現在のところ見込んでおります。

議長（黒沢義久君） 市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 先ほどの国保税の減免制度の拡充についてのお話の中で、今大きな課題についてはざっくりとしたお話を申し上げましたが、当面、平成22年度、市としてどうやっていくかということをし少し具体的にお話申し上げたいと思います。

現在、国におきまして、平成22年度からリストラなどによる非自発的離職者の国保税にかかわる総所得金額を軽減する措置と、失業からおおむね2年間、前年の所得を100分の30とするものでございます。被用者保険加入者の後期高齢者医療制度への移行に伴い、国保に加入することとなった旧被扶養者に対する軽減措置の適用期間の延長、さらには国保税の減額賦課基準の見直しによりまして、保険者の判断で7割、5割、2割の軽減率を選択できること、また、課税限度額を4万円引き上げること等が審議されておりました、それらの状況を踏まえながら条例改正等を行うとともに、市独自におきましても、災害や廃業等により所得が著しく減少した方に対し、状況により段階的に減免を行う基準を定めた要綱を整備するなど、平成22年度においてこれを適用できるよう必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 綿引優君登壇〕

保健福祉部長（綿引優君） 国保税の引き下げと減免制度の拡充についてのご質問にお答えをいたします。

まず、支払準備基金の保有状況と国保税の引き下げについてであります、支払準備基金につきましては、平成20年度以降、医療制度改革に伴う財源補てん分として、一般会計からの繰り入れを大幅に拡大したこと及び本市における国保保険者としての経営努力等が評価されて交付される特別調整交付金の積み立てなどにより、本年度末の基金残高は、予算上5億8,832万4,

094円となる見込みであります。

一方、近年においては、低迷する経済状況の中で、国保税の収納環境が悪化していく傾向にあるため、予算編成時において一般会計からの財源補てん分の繰り入れを行っても、なお4億円近い取り崩しが必要な状況にあります。

したがって、被保険者に対する保険税の負担増を回避するために、今後も引き続き同程度の基金保有額を確保する必要がありますので、現状においては国保税の引き下げは困難であると考えております。

次に、子どもの歯の矯正治療への助成についてのご質問にお答えいたします。

歯科矯正治療の中での容姿や審美的な歯列矯正は、健康保険適用外の自由診療となり、費用は全額が自己負担となります。その費用も議員ご発言のとおり高額な治療費となります。しかしこの費用は、かみ合わせの向上が目的の治療であれば、税法上の医療費控除が受けられますので、子どもの歯科矯正治療でもかみ合わせ向上が目的であれば、申告することが可能であります。

また、健康上の問題のある顎変形性の外科矯正など、外科的な施術の併用が必要となる歯列の矯正や口唇口蓋裂などの厚生大臣が定める先天性疾患については、きちんと健康保険が適用される歯科矯正治療となっております。自立支援医療による公費助成の対象にもなっておりますので、保護者の負担は軽減をされる制度も確立されております。

以上のようなことから、市独自の歯科矯正についての助成制度については、現在のところその考えはございません。

国に対しての保険適用の要望についてでございますが、保険適用になりませんが、健康上矯正の必要が高いものにつきましては、保険適用ができるよう歯科医師会などの関係団体とともに要望を行ってまいります。

資格証明書の交付に際しての対応についてお答えいたします。資格証明書につきましては、法律に基づき、特別な事情がないにもかかわらず、納期限から1年を経過してもなお納付のない世帯に対してやむを得ず交付しております。育ち盛りの子どもの持つ世帯については、重点的に納付相談や臨戸訪問等を通じて、分納や納付誓約の取り付けを行うなど、短期被保険者証に切りかえる措置を講じてきているところでございます。

また、現在、国の制度改正により、資格証明書世帯の中に中学生までの子どもがいる場合は、6カ月の短期証を交付しておりますが、今後は高校生まで拡大する措置を講じていくこととなる見込みであります。また、それ以外の世帯についてもできるだけ接触を図り、短期証への移行ができるよう納付相談の機会の確保に努めるなど、医療等が必要な場合は保険給付ができるよう、引き続き、条件整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。大変失礼いたしました。

議長（黒沢義久君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 介護保険の利用料軽減についてのご質問にお答えいたします。

最初に、居宅サービスについての必要なサービスが十分受けられていないのではないかと、居宅

サービスの利用状況をどう見ているのかとのご質問でございますが、居宅サービスにつきましては、ケアマネジャーが本人のアセスメントに基づき、本人に合ったサービスを提供するため、本人や家族の要望を聞いた上で、サービスの内容、費用等を決めていくことになっておりますことから、利用限度額まで使わないケースもありますが、このことにより十分なサービスを受けていないわけではないと考えております。

次に、介護を必要としながら認定を受けていない方に対し、どのような対応をとっているのかとのご質問でございますが、地域の要援護者や介護が必要と思われる方について、年2回、民生委員を通してニーズフォローアップ事業を実施しており、その中で介護が必要とされる方について、認定申請につなげているところでございます。今後さらに介護保険のガイドブックの配布等により、制度の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、低所得者への利用料の軽減をデイサービスまで拡充できないかとのご質問でございますが、現在、市単独事業として、訪問介護を利用する低所得者を対象に、1割自己負担のうち4%の軽減措置を行っているところであります。市単独での助成につきましては、介護保険の制度設計上、相互扶助の原則があり、サービスを利用する場合には、サービス全体に係る経費の9割が保険給付費で賄われ、残りの1割を利用者が負担することになっておりますことから、介護保険特別会計で負担することはできず、一般会計の財源で負担することになります。

デイサービスにつきましては、利用者数が多いことから、助成対象者も多く見込まれるところであり、また、継続的に助成することになるため、一般財源の後年度負担を伴うものとなります。受益者負担の観点、また、制度上、低所得者対策として負担軽減が図られていることもあることから、デイサービス利用料の助成拡充につきましては、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

次に、介護従事者の人材は確保されているのかとご質問でございますが、市内事業者の職員の確保について、求人募集に対する応募も多くありますので、職員が不足しているといった状況はないとの報告を受けております。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 2回目の質問を行います。

市長の施政方針について4点にわたって質問いたしまして、市長からご答弁をいただいたわけですが、大変納得できる事業、施策もありますけれども、職員の管理適正化ですが、私はこの中で労働過重にならないかとか、また、住民サービスの低下につながっていかないかということでお話いたしました。今後もさらに職員の意識向上、あるいは指定管理者制度への移行というようなお話がありましたけれども、職員の意識向上というのはここ数年にわたってやられておまして、大分職員も変わりまして、本当に忙しい中、一生懸命住民サービスに当たっているという感じを受けております。

そういう中で、さらにと言いますと、能力の範囲を超えるのではないのかと思うわけです。職

員の適正化ということについては、やはり住民サービスを低下させない、そういうことをきちんと柱に置かれて行ってほしいと思うんです。そして、指定管理者制度への移行と、職員の少ない分は指定管理者ということになりますと、本当に地方自治体そのものがスリム化してしまうわけです。で、このスリム化の中で、じゃあ、地方自治とは何なのかと、私はこれが問われてくると思うんです。スリム化して最終的には道州制につながっていくのかと、まあ、そこまで将来的に考えると懸念するわけですが、やはり地方自治そのものをしっかりと常陸太田市で発揮するには、定員の適正化ということについては、十分慎重に進めていただきたいと。人件費を削減するだけでいいということではないと思うわけです。その点については、引き続きお答えをいただければと思いますが、臨時職員の待遇改善については、若干改善されましたので、できれば時給1,000円というところまで頑張っていたいただきたいと思います。

勝田養護学校の分校再編整備計画については、やはり常陸太田市に新設する姿勢で積極的に県教委と相談をしてほしいと。常陸大宮市も手を挙げておりますので、引っ張り合いになるようなことがないように、こちらでもきちんとした姿勢で県教委と当たってほしいということを強く申し上げ、また、お願いもしたいと思います。

就学援助制度の拡充、眼鏡の援助についてですが、これについては、先ほど教育長は、学用品、その他学校給食費等々が就学援助の内容として支給されておりますけれども、これは最低限という、今お言葉が出たんですけれども、子どもたちが学習していく上で、生活していく上で、大変な暮らしの中では最低限の制度なんです。こういう中で眼鏡については、これは1回買ったからそれで卒業するまで使えるというものではないんです。やはり何度かかえていかなければならないし高額であると。こういう中では、実際に就学援助を受けている中で、眼鏡まで余裕がないということがあるわけです。

そこで調べた結果、全国的には今、就学援助制度の中で独自に眼鏡の助成もすると、対象にするということ、先ほど神奈川県の大和市のお話をいたしましたけれども、そういうことで、実際は眼鏡の就学援助も対象にするということでは、2回繰り返しますけれども、自治体は増えているわけです。ですから、やはり子どもたちが本当に安心して学業に励み、また、安心して学校生活を送れると、これが一番大事なことです。眼鏡の就学援助制度の中での拡充を保護者負担ということであっさり打ち切ってしまうので、実情をよくつかんで、私は何とか援助につないでほしいと思いますけれども、もう一度ご答弁いただければと思います。

地産地消、農業振興等の交流拠点施設、こういう施設ができると常陸太田の町の活力を生むのではないかと、私も一定の望みは持っているわけですが、面積そのものは2万平米と、2,000平米の施設と、そういうことで総事業費が13億円前後ということになっておりますので、大変な工事にもなるわけです。そういう中では、本当に交流拠点施設として、また、情報発信の場として、十分にこの施設が機能発揮できるように、そういう面でも研究委員会ですか、整備検討委員会ができましたけれども、もっと多くの人を巻き込んで、どういう施設にしていくのかと、本当にこの施設をつくってよかったと、そう思えるような施設にするためにも、いろいろな人からの声、アンケートをとり、そしてこういう大事な事業は早く情報公開をして、住民の

多くの声を聞きながら、本当にいいものをつくっていくという姿勢で取り組んでほしいと。できればですね、13億……2万ですか、面積が。これは大型バスあたりを考えているのかどうか分かりませんが、この辺は今後こういう検討委員会の中でも十分検討して、財源的にも精査をお願いしたいと、このようなことを要望しておきたいと思います。

国保税の引き上げと減免制度の拡充。減免制度が、国もある程度こういう困難な社会情勢の中で、突然リストラを受けるといような状況の中では、国保についても何らかの手だてを打たなければならないということで、幾つか方法を出してきておりますけれども、本市においても自然災害以外にこういう所得が著しく減少したという人たちに対しては、必要な措置として要綱を作るということですので、その内容についても、本当に大変な人によかったと言えるような減免制度の拡充をお願いしたいと。

本当に高い国保税は、もう負担能力を超えているわけです。ですから、本当に国保税に悩んでいる中小業者の方たちの現状を考えますと、やはり6億円近くの支払い準備基金を握っていて、高い国保税を徴収するということは、私は納得いかないんです。所得割、均等割、そういうところで少なくとも1万円ぐらいは引き下げる準備基金はあるわけです。

今、国では、国保税の問題も後期高齢医療制度と含めて討論、協議というか机の上に乗っていますけれども、後期高齢にしても4年後と言っておりますが、やはり現在ある国保の中で、今本当に大変なわけですから、収納率を上げることも大事ですけれども、困難な中で資格証明書の発行というのは、やむを得ず交付しているということですが、そういうことではなくて、交付しないという方向で200名近くの方と十分話し合いを進めながら発行の中止を求めたいと思います。

介護保険の利用軽減についても支払準備基金というのを調べましたら5億7,000万円もあるわけです。昨年の法改正ですか、限度額が9万円から10万円に、高額所得者に対し1万円上がりましたので、こういう部分でも、本当に6億円近くのお金を握っているということ、これについても私は問題があると思うんです。ですから、これはこういう部分についても、十分に在宅でサービスが受けられるような方策を担当課においても考えていただきたいと思います。

いろいろと今、新年度予算に向けてそれぞれ事業が出されておりますけれども、やはり何といても今この国の社会保障の削減路線の中で、そしてまた、仕事がないという中では、国民の暮らしは本当に悪化の一途をたどっているわけです。そういう部分では、どうしたら常陸太田市民のふところを温めることができるか、やっぱりこういうことを温めていかなければ元気づくり、元気づくりといっても、なかなかこれは無理なことでありまして、やはりそのためにも、例えば公共工事においても生活密着型の工事を増やして、いろいろな業種の方に仕事を確保できる、そういうことで、ぜひ小規模登録制度なども検討に入れていただいて、住民の福祉、安全、そういうことをしっかりと守っていく立場で新年度に向けて頑張りたいと思います。このことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 定員管理の適正化に関する２回目のご質問にお答えを申し上げます。

１回目にご答弁申し上げましたように、職員の適正数ということにつきましては、住民サービスの低下をさせないというのが唯一大きな基本でありまして、これのもとで指定管理者制度等も利用しながら、さらに今後５年間で１０％下げていきたいと思っております。１０％下がりますと、ただいま６７０名でありますから、約６００名前後になるわけであります。近隣の自治体等を見ていただきましてもおわかりのように、これが６００名程度になって地方自治が崩れるということではないと思っております。ましてや道州制移行への前段階とは考えておりませんで、当市のみのごことを考えての定員適正化の考え方でございます。

議長（黒沢義久君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 就学援助費の眼鏡の拡充につきましては、先ほどの答弁でも申し上げたとおりでございますが、該当する児童生徒の眼鏡の実態についての調査をしてまいりたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 綿引優君登壇〕

保健福祉部長（綿引優君） 資格証の問題につきましては、引き続き、戸別家庭の実情の把握に努めながら保険給付が行えるよう面談の機会の確保に努め、１件でも多く短期証への移行ができるよう努めてまいりたいと存じております。